

高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱

制定

25 生畜第2172号

平成26年3月24日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成27年4月9日 26生畜第2045号

(通則)

第1 高収益型畜産体制構築事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、高収益型畜産体制構築事業実施要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2170号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、地域に存在する各種支援組織や関連産業等の関係者が有機的に連携・結集した地域ぐるみの体制（以下「畜産クラスター」という。）の構築及び畜産クラスターによる収益力を向上させる取組を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が実施要綱に基づいて行う以下の事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

高収益型畜産体制構築事業

(1) 畜産クラスター実証支援事業

(2) 畜産クラスター全国推進事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表に定める交付決定者に正副2部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 交付決定者は、第4第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(契約等)

第7 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等（北海道にあっては、北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費又は国庫補助金の額の変更（第10に定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業の内容の変更（第10に定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定める重要な変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払い)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58号ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第13 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式4号の概算払い請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 交付決定者は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、

その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4第2項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税等相当額報告書を速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第15第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第15 交付決定者は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。
- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第16 交付決定者は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第17 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この改正以前に実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この改正以前に実施している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第3、第4及び第10関係）

区分	交付決定者	経費	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
高収益型畜産体制構築事業推進費補助金	地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）	畜産クラスター実証支援事業 (1) 検討会の開催に要する経費 (2) 先進地域等の調査に要する経費 (3) 収益力向上に向けた取組の実証に要する経費	定額	1 事業費の3割を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の3割を超える減	事業の新設又は廃止
	農林水産大臣	畜産クラスター全国推進事業 (1) 推進会議の開催に要する経費 (2) 国内・海外事例調査に要する経費 (3) 普及活動員の養成に要する経費 (4) ブロック単位での普及活動に要する経費 (5) 専門家派遣による出張指導・普及推進に要する経費 (6) 畜産クラスターに係る情報交換 (7) 中心的な経営体の育成の推進 (8) 全国実態調査に要する経費	定額		

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度 高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
(別表に定める交付決定者名を記入)

所在地
団体名
代表者名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で承認があった事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2172号農林水産事務次官依命通知）第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 承認を受けた事業実施計画の内容から変更があるときは、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で承認があった事業実施計画の内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で承認があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更した上で事業を実施したいので」とし、承認を受けた事業実施計画の変更箇所を加筆修正し、当該ページを添付して提出すること。

別記様式第2号（第7関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立ます。

また、この申立が虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事契約」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業推進費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
(別表に定める交付決定者名を記入)

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇(注1)したいので、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱(平成26年3月24日付け25生畜第2172号農林水産事務次官依命通知)第9の規定に基づき申請する。

記(注2)

〇〇の理由・内容

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 交付決定を受けた事業実施計画の変更箇所を加筆修正し、該当するページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 3 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇補助金変更等承認申請書」を「〇〇補助金の変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請するとともに、同要綱第4の規定に基づき、補助金〇〇〇円の追加交付を申請する。」とする。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度 高収益型畜産体制構築事業推進費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
 〇〇農政局長 殿
 北海道農政事務所長 殿
 内閣府沖縄総合事務局長 殿
 （別表に定める交付決定者名を記入）

所 在 地
 団 体 名
 代 表 者
 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2172号農林水産事務次官依命通知）第12の規定に基づき、下記により金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業 に要する 経費	国庫 補助金	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日ま での予定出 来高	金額	〇月〇日ま での予定出 来高		
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%		
計										

注：「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる事項について記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
(別表に定める交付決定者名を記入)

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2172号農林水産事務次官依命通知）第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の契約済みの金額を記載すること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
(別表に定める交付決定者名を記入)

所 在 地
団 体 名
代 表 者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2172号農林水産事務次官依命通知）第14第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として高収益型畜産体制構築事業推進費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

高収益型畜産体制構築事業推進費補助金 円

- (注) 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿、契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料を添付すること。

別記様式第7号（第14第3項関係）

平成〇〇年度高収益型畜産体制構築事業推進費補助金
消費税等報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
(別表に定める交付決定者名を記入)

所在地
団体名
代表者
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった高収益型畜産体制構築事業推進費補助金について、高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱（平成26年3月24日付け25生畜第2172号農林水産事務次官依命通知）第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金（又は交付金）の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

]